（暗号資産分析官）

第百三十八条　暗号資産分析官は、命を受け、第百三十五条第一号及び第二号に掲げる事務のうち資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産に関するものに参画する。

（管区警察局情報通信部の分課）

第百三十九条　管区警察局情報通信部に、次の四課及び人事調整官一人を置く。

通信庶務課
機動通信課
通信施設課
情報技術解析課

［項を削る。］

第百四十条～第百四十三条　［略］

（人事調整官）

第百四十四条　人事調整官は、命を受け、第百四十条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（府県情報通信部）

第百四十五条　［略］

第二目　警察支局

第百四十六条～第百五十一条　［略］

（四国警察支局情報通信部の分課）

第百五十二条　四国警察支局情報通信部に、次の三課及び人事調整官一人を置く。

通信庶務・施設課
機動通信課
情報技術解析課

第百五十三条・第百五十四条　［略］

（情報技術解析課）

第百五十五条　情報技術解析課の所掌事務については、第百四十三条の規定を準用する。

（人事調整官）

第百五十六条　人事調整官は、命を受け、第百五十三条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（県情報通信部）

第百五十七条　［略］

第三目　管区警察学校

第百五十八条～第百六十二条　［略］

第百六十三条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十七条及び第五十八条の規定を準用する。

［条を加える。］

（管区警察局情報通信部の分課）

第百三十八条　管区警察局情報通信部に、次の四課を置く。

通信庶務課
機動通信課
通信施設課
情報技術解析課

2　前項に掲げる課のほか、関東管区警察局情報通信部に、人事調整官一人を置く。

第百三十九条～第百四十二条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（人事調整官）

第百四十三条　人事調整官は、命を受け、第百三十九条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（府県情報通信部）

第百四十四条　［同上］

第二目　警察支局

第百四十五条～第百五十条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（四国警察支局情報通信部の分課）

第百五十一条　四国警察支局情報通信部に、次の三課を置く。

通信庶務・施設課
機動通信課
情報技術解析課

第百五十二条・第百五十三条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（情報技術解析課）

第百五十四条　情報技術解析課の所掌事務については、第百四十二条の規定を準用する。

［条を加える。］

（県情報通信部）

第百五十五条　［同上］

第三目　管区警察学校

第百五十六条～第百六十条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

第百六十一条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十六条及び第五十七条の規定を準用する。